

第3章 問 10

チェック欄

Xは、請負業者Yに対して、営業所の新築を依頼したが、完成して引渡を受けてみると、支柱に亀裂が入っていることが判明した。下請の業者に確認したところ、Yは、支柱に使用する材木に亀裂が入っていることを知りながら、材木を替える等の適切な措置を施していなかったという事情も明らかとなった。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせとして最も妥当なものを①～⑥の中から1つだけ選びなさい。(第12回本試験問題第3問)

- ア. 本件支柱の亀裂が明認できるものであっても、XはYに対して瑕疵担保責任を追及することができる。 → 明認、隠れは向かない
 - イ. X Y間の本件請負契約の中で瑕疵担保責任免除条項が定められている場合には、Yは瑕疵担保責任を負わない。 ✓ 知らずから戻らねえ
 - ウ. XのYに対する請求内容として、損害賠償請求のほかに瑕疵修補請求が考えられるが、本件の亀裂が倒壊の危険があるほどの重大な瑕疵である場合には、修補に過大な費用を要することを理由に瑕疵の修補を請求することはできない。 → 重大なときは認められず
 - エ. 瑕疵の修補が可能な場合には、Xは、Yに瑕疵修補請求をせずに損害賠償請求をすることは認められない。 いきなり損害賠償請求もOK
 - オ. Xは、本件請負契約の解除をすることはできない。 完成後は解除できない
- ① アウ ② アオ ③ イウ ④ イエ ⑤ エオ

解答欄

2

第3章

◦ 請負契約の瑕疵担保責任は、明認・隠れを問わない。(売買契約とはちがう)

◦ 瑕疵担保責任を負わない特約
→ 可能であるが、特約あっても
請負人が欠陥を知っていた場合は責任を免れない。

◦ 瑕疵の修補に過大な費用を要する場合。
重要な場合... 損害賠償+修補
いざないとき... のみ。

◦ 瑕疵の修補が可能であっても、いきなり損害賠償請求もOK。(直にいらんし、おカネ!!)

◦ 重要な瑕疵
請負一般... 注文者からの解除OK
工事請負は、完成後の解除不可